

令和7年4月1日より

岐阜県

# 危険な盛土等を規制する 取り組みが始まります

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

★★中核市(岐阜市)の規制区域の指定・運用は岐阜市が行います★★

◎規制区域※1は県内全域が対象

※1)宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があるため、県HPをご確認ください。



①規制開始後に一定規模以上の盛土や切土、  
一時的な土石の堆積(盛土等)を行う場合は、  
事前に許可又は届出が必要

②令和7年3月31日以前に工事着手し、  
規制開始以降も盛土等を行う場合は、  
令和7年4月21日までに県に届出が必要(裏面参照)

許可対象

黒文字 宅地造成等工事規制区域

白文字 特定盛土等規制区域

(黒文字から白文字の間は届出)

## ■土地の形質の変更(盛土・切土)

<p>①</p> <p>盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※2を生じるもの</p>	<p>②</p> <p>切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※2を生じるもの</p>	<p>③</p> <p>盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※2を生じるもの(①、②を除く)</p>	<p>④</p> <p>盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)</p>	<p>⑤</p> <p>盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> かつ標高差が30cm超となるもの※3 (①~④を除く)</p>
---	---	--	--	---

※2)「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

## ■一時的な土石の堆積

<p>⑥</p> <p>最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの</p>	<p>⑦</p> <p>最大時に堆積する標高差30cm超 かつ面積が <b>3,000㎡超</b> <b>500㎡超</b> となるもの※3</p>
---	--

※3 図⑤、⑦の面積には、標高差30cm以下の盛土・切土又は土石の堆積を行う面積は含みません。

## 注意事項

規制開始日以降に盛土等の工事が完成する場合、他法令の許可状況等によって、盛土規制法に係る許可等の手続きが異なります。(詳しくは県HPをご確認ください)

旧宅造法※4に基づく規制区域	旧宅造法※4の許可(宅造許可)又は都市計画法の開発許可(開発許可)の状況	規制開始前の工事着手状況※5	盛土規制法の許可等
規制区域外	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
		未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※6
規制区域内 (多治見市と土岐市の各一部)	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で宅造許可を取得済み	着手済み	不要
		未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始(R7.4.1)時点で宅造許可を申請中(未許可)	未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み	不要
未着手		許可等が必要	
盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※6	

※4)宅地造成等規制法(盛土規制法に改正する前の法令)

※5)工事現場における地盤の掘削など「土地の形質の変更」や「土石の堆積」が行われた状態であり、請負契約の締結や資材の搬入等は「工事着手」とみなしません。

※6)盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、中間検査や定期報告等が必要となります。

### Q1 自分の土地が規制区域内にありますが、手続きは何か必要ですか？

許可等の対象となる盛土等を行わない限り、特に手続きは必要ありません。

ただし、過去に行われた盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態を維持する必要があります。

### Q2 規制開始前から使用している土石の仮置き場についても令和7年4月21日までに届出は必要ですか？

規制開始後も引き続き使用する場合は、県への届出の提出が必要です。

### Q3 許可等の基準や事務手続き、許可手数料はどのような内容になりますか？

県HPをご確認ください。

### Q4 適用除外や許可手続きが不要となるケースはありますか？

代表的なケースには以下に該当する場合があります。詳しくは県HPをご確認ください。

◎道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等

◎工事の施行に付随して行われるもの(当該工事に使用する土石等を当該工事の現場等に一時的に堆積)

◎農地で行われる通常の営農行為 等

### Q5 盛土規制法についての説明会を行う予定はありますか？

1月から県内5圏域で開催する予定です。申込方法等は県HPをご確認ください。

お問い合わせ先

岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

[TEL]058 - 272 - 8631(係直通)

[H P] <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>

